

2024年4月

組員および神奈川県弁護士会会員 各位

神奈川県弁護士協同組合  
電話 045-211-7712

## 定期メール便のご利用案内 ～組員・会員の皆さまも定期メール便がご利用いただけます～

神奈川県弁護士協同組合（以下、協同組合）では、毎月1回神奈川県弁護士会全会員宛にお送りしている定期メール便に、事務所ニュースや挨拶状等を同封するサービスを、下記のとおり行っています。

神奈川県弁護士会会員サイトに「定期メール便利用申請書」「スケジュール」「定期メール便の利用に関する基準」を掲載しております。 <https://www.kanaben.or.jp/member/page.php?p=5>

### 記

#### 1. サービス内容

組員・会員の申請により、全会員宛の定期メール便に挨拶状、事務所報、弁護士業務に関わる書籍の案内、主催・共済・後援するシンポジウム等の案内、広告宣伝等の書面を同封するサービスです。

#### 2. 申請方法

- (1) 利用申請書と同封したい送付物2部を協同組合へご提出（持参・郵送）ください。
- (2) 急ぎであればFAXでの申請も受付しますが、後日必ず申請書と送付物の原本をご提出ください。
- (3) 申請結果はFAX等にてご連絡します。承認の際には送付物の必要部数（神奈川県弁護士会会員数＋予備10部）もご連絡します。

#### 3. 料金（送付物1点あたり）

- (1) 申請者が組員の場合 . . . . . 【27,500円（税込）】
- (2) 申請者が組員でない場合 . . . . . 【66,000円（税込）】

#### 4. 送付時期

- (1) 前月末の1営業日前までにお預かりした送付物を、当月（15日頃）発送します。
- (2) 送付物（神奈川県弁護士会会員数＋予備10部）は、申請者様にてご用意いただきます。

#### 5. 注意事項

- (1) 送付物1点につき、利用申請書1枚の提出が必要です。
- (2) 同封できる送付物は、A4サイズの封筒（角2封筒）に入るものです（送付物は1点につきA4版10枚以下又は80グラム以下とします）。
- (3) 送付物が複数の場合はホチキスや封筒、袋でまとめ、ばらばらにならないようにしてください。
- (4) 余った送付物は、協同組合で処分いたします。
- (5) 「信書」に該当する書面は利用できません。「信書」かどうかは総務省HPでご確認下さい。

[申請から発送までの流れ]

1. 

申請
----

 原則として利用月の前月末の5営業日前が申請期限です。  
(スケジュールをご確認下さい。年末年始等原則と異なる場合があります。)
- ↓
2. 

審査・結果通知
---------

 申請から結果通知まで一週間程度かかります。
- ↓
3. 

送付物納品
-------

 必要部数を協同組合へ持参・送付ください(原則月末の1営業日前締切)。  
(スケジュールをご確認下さい。年末年始等原則と異なる場合があります。)
- ↓
4. 

日本郵政による荷受け確認
--------------

 「信書」と判断された場合は送付できません。  
(送付できない場合は納品していただいた納品物をお返しいたします。)
- ↓
5. 

利用料のお支払い
----------

 銀行振込または送付物持参時に現金払い(原則毎月7日までに)。
- ↓
6. 

定期メール便発送
----------

 毎月15日頃の発送となります。 以上

本件に関するお問い合わせ先  
神奈川県弁護士協同組合  
電 話 : 045-211-7712  
FAX : 045-211-7718